

事務連絡

平成29年4月4日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

医療用医薬品の適正な流通の確保に係る監視指導の強化の継続について

今般、医薬品の卸売販売業者及び薬局を通じて偽造医薬品が流通し、患者の手に渡る事案が発生しました。こうした事案の再発を防止する観点から、「医療用医薬品の適正な流通の確保に係る監視指導の強化について」（平成29年2月16日付け薬生監麻発0216第1号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「流通指導通知」という。）及び平成29年2月20日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡（以下「流通指導事務連絡」という。）により、医療用医薬品の卸売販売業者及び薬局に対する監視指導における重点監視項目を示していますが、平成29年4月以降に監視指導を行う際も、流通指導通知に記載されている重点監視項目については引き続き適切に指導をお願いいたします。

また、例年、医薬品・医療機器等一斉監視指導について依頼しているところではありますが、上記観点から、特に今年度については卸売販売業および薬局に対しては、例年の対応に加え、引き続きの監視指導が必要となっています。

今後の卸売販売業および薬局に対する別途の監視指導のあり方については、昨年度末までに行われた集中的監視指導の状況のとりまとめ結果に合わせ、後日お知らせいたしますので、適切に御対応頂きますよう、併せてよろしくをお願いいたします。

受	付
平	29.4.04
薬	第
号	大阪府